

平成25年度 第1回 男女共同参画懇話会 議事録(要旨)

日時:平成25年6月25日 13:30～15:30

場所:佐久市中央隣保館

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議事項

- (1) 男女共同参画プラン事業の状況について
- (2) 佐久市男女共同参画推進条例(案)について

質疑、意見等要約

○男女共同参画プラン事業の状況について

委員:「DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合」に関係することですが、実際の相談件数ですが、23年度、24年度の件数を教えてください。

事務局:佐久市のDVの相談件数ですが、平成23年度で女性に関する電話相談が65件で、そのうちDV相談が23件でした。また、来所(窓口)の女性に関する相談が238件で、そのうちDV相談が72件ありました。平成24年度ですが、女性に関する電話相談が136件で、そのうちDV相談が56件でした。また、来所(窓口)での女性に関する相談は218件で、そのうちDV相談が73件でした。

○佐久市男女共同参画推進条例(案)について

前文について

委員:まず1点ですが、前文中段に「性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣行は依然として根強く、…」という表現ですが、平成25年において、「固定的な役割分担意識」の位置づけが、非常に曖昧のような気がしています。これは何か根拠となるものがあって言っているのか、確認をお願いします。私は、この表現はいいとは思っています。

議長:「固定的役割分担…」の部分がいないのか、それとも前文がいないのかどちらですか。

委員:「固定的な役割分担意識…」を入れた意味をお聞きしたいということ。もし入れるのであれば「固定的な役割分担意識…」という部分は時代に即していないと感じましたのでお話をさせていただきました。

議長:普段の生活の中で、そういう場面に遭遇しているようなニュアンスのお話があり

ましたけれど、どうですか。

委員：そうですね、訪問をして慣行というよりはいわゆる男尊女卑みたいな形で、今ものこっており、それが代々それを見て育った子が、「うちはそういう家風だから」「それが地域のものだから」という話になってしまっていることが多くあります。

ほかの所には前文がほとんどないのに、なぜ必要なのか知りたいです。

委員：「慣行」の他に「しきたり」という言葉が抜けています。佐久市民は意識調査の結果を見ても、まだまだそこまで浸透していないから、まず、条例を制定するという立場で前文はあった方がいいという意見です。

委員：市の条例は県の条例に対して佐久市の独自性、特徴ある条例を作らないと、県と一緒にすれば、なんで佐久市の条例なんですか、という風になりかねないわけです。

委員：意識調査を基にして、佐久市の条例を作る時の何か特徴として意識された所があればお聞きしたい。佐久市でも前文を入れる背景、意図をもっと詳しくお聞きしたい。

委員：一人一人の方が、全体を読んで理解するための手助けになるものが前文だろうと思います。条例の全部を読まなくても、前文を読めばなぜ佐久市でこの「男女共同参画推進条例」を作ったのかということが、非常に明確に謳われている。要するに条例全体の心臓部分といったものなので、文言の修正はあっても、前文は是非設けていただきたいと思います。「男女共同参画」や「人権問題」は理念的な部分が多く、具体的なものをなかなか感じないという点からも、前文の中にそういうものを謳って、皆が目指す方向というものを共通の認識にしておいた方がいいと思いました。それとは別に、佐久市の「プラン」にもあるように佐久市の調査結果は、「どちらかというとな性のほうが優遇されている」という風に、家庭でも職場でも地域でも全部で答えていますので、男女の格差が相当にあるということを前提にして、考えていった方がいいと思いました。

議長：前文の有り無しと前文の内容についてのご意見をお願いします。

委員：私も前文はつけた方がいいと思います。条例の全体を現すということで条例の中身を説明するというか理解しやすくなるので、つけた方がいいと思います。

委員：私は、前文はあった方がいいと思います。条文の「目的」と重複しても、前文があることにより、条例の全体が解り、目的もわかりやすくなると思います。

委員：初めて読んだ方が長い文章を、前文を読んで簡単に解るのであれば、それは必要でしょうし、その後も読まなくてはわからないなら要らない。平成25年度に新しく作る佐久市の条例として、もう少し解りやすく、内容は同じでも言葉をもっと柔らかくして、今の時代に合った内容にしていきたいと思いました。

委員：今回セクシャルハラスメント、ドメスティックバイオレンスが、むしろ命の危険に係わるくらいの双方の問題がある。そのへんで、セクシャルハラスメント、ドメスティ

ックバイオレンスが最近どうなっているのかということが大事なことだなど思っていて、そこが緊急の課題であるとなると前文の所でその辺の課題を提示する必要があると思っています。

委員：前文は、あった方が解りやすいと思います。男女差についても、保育の上でも子育ては母親がするとか家事労働は母親がするとか女性がするとかというのは、今もって若いお母さん達の中でもまだまだある。具体的にはPTA会長や保護者会長では女性の方に受けていただくことは多いけれども、まだまだ家庭の中における男女平等はなっていないのが現実だと思っています。

委員：作られるのであれば、ひな形に添ってもいいですが、佐久市の独自性というか佐久市としてどう考えるかという気持ちで作られるのであればいいと思いますし、そうでなければ私はいらないと思います。

議長：過去に、佐久市でも「男女共同参画プラン」を何度か作ってきていますが、国の基本法、県も条例など作ってやってきていますけれども、一般の庶民まで行き渡って、それによって啓発されてきたということは少ないだろう。先ほどからDVはどうなんだろうと言っておられる1つに、東北の支援で現場に行ってみると、非常にストレスの多い所で非常にDVが起きている。そういう状況が、日本の中でも氷河期が続いていますから家庭の中でもストレスがあり、ストレスが案外たまりやすい社会になっている中で、改めての課題と思っています。

もう少し解りやすい言葉に変えて、前文を作っていただければと思っています。「事業者」について(定義)の中で、「市内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人及びその他の団体…」というのは、これは事業者としても広く扱っているの、私はこの事業者という広い概念を出してきたのは、非常にいいことだと思っています。

委員：佐久市としての特徴を意識した条例が出来たら本当に素晴らしいなと思います。県内で条例がもっとも新しくできた千曲市の前文の所に、「千曲市は千曲川に育まれた肥沃な大地と豊かな自然環境の…」というように書いていて、佐久市もそんなことを意識して作ったら素晴らしいものができると思います。

議長：一通り出していただきましたが、取りまとめていただくということで。

事務局：特色ある前文、佐久市の条例を作る意義なり背景をこの中に、具体的に入れた方が、この条例を作った意義が市民の皆さんに解るというふうに、次の機会にきちんとした形に整理して、また、ご意見をいただきたいと思います。前文については以上です。

議長：それではつづいて、総則、目的についてどうでしょうか。

委員：質問ですが、この第2項の中では「積極的格差是正措置」とありますが、「積極的改善措置」という言い方が一般的だと思いますけど、「格差是正」という言葉を使った意義は。

事務局：正誤性を取るためにも同じ文言の方がいいと思いますので統一します。

委員：目的のところ、最終行に「男女共同参画社会の実現を目的とする」とありますが、他の基本法や県の条例では平成11年、14年ですから推進という言葉を使っています。条例としてすすめていくと考えると、推進としてとらえた方がいいのか、その先にある社会を実現するという強い意志を出した方がいいのか、どちらにした方がいいかを意識して、微妙な言葉の意味ですから、作られたらいいと思います。

事務局：条例全体のバランスをみて、「推進」がいいのか「実現」がいいのか、流れの中で、この表現は整理したいと思います。

議長：定義の項目は6つですがこの辺はいかがですか。

委員：定義はあった方が前文と同じでわかりやすいと思います。

議長：総則の目的と定義については、字句を少し検討するということをお願いします。次に、基本理念に入ります。

委員：県の条例のように表題をつけた方が解りやすい気がします。

委員：私も項目ごとに表題が付くとわかりやすいと思います。それから第4項の所で、「固定的な役割分担意識から生じた社会における制度及び慣行を改善するとともに…」とありますが、最後に「配慮されること」とありますが、改善という言葉をつかうのであれば慎重に使われた方がいいのでは、影響が懸念されるようである場合は努力義務位がいいのではないかと思います。

委員：基本理念に第5項の項目を入れていただいたのはいいことだと思いました。男女共同参画社会を実現するうえでDV、セクハラなどの原点となる健康面や安心して出産できるとかが社会、市として配慮されればいいことだと感じました。

事務局：佐久市の条文の1つの特色として理解してよろしいでしょうか。

議長：続いて第4・5・6条をお願いします。

佐久市は県の条例と同じ、市と市民と事業者の3者の責務として取り上げています。具体的に市・市民・事業者が何をするかとなると、第2章の中で推進に関する政策ということでもう一度出てくるとは思いますけれども、総則の中で市と市民と事業者という、その大きな流れの中で責務を謳っています。

委員：事業者の責務ということですが、「就労環境の整備に努めるものとする。」とありますが、労働基準法あるいは労働安全衛生法にならって、事業所は就業規則等々が作られていますので、この中に就労環境の整備と謳ってしまうのはどうかなと思います。他の所はその文言は取られている所が多いですがどうでしょうか。

事務局：私も、「整備」の文字に引っかかりがありまして、何か具体的に細かいところまで示さないと、事業主としてやりようがないと思います。

委員：「就労」という言葉を抜かしたらどうでしょう。

議長：第6条第1項の内容を条例に載せることはいいですよ。

委員：いいです。

議長：第4条第1項の「総合的に策定し、及び実施する責務を有する」の文言はよろしいでしょうか。あと、市民と事業者は「努めなければならない」「努めるものとする」は努力義務でいいんですが、市が「総合的に策定し、及び実施する責務を有する」はどうでしょう。

事務局：市がそういうことをしなくてはいけないと謳っているので、市に責任があるという事で理解していただければいいと思います。

議長：市の条例として中心になる市としては、責務を以ってという表現で良いですね。

委員：第4条第2項の中に「市民、事業者及び教育関係者と協働の下に行うものとする」とありますが、教育関係者の責務がないんですが、そのことはどうなっているのでしょうか。

議長：第2章の教育の場面の中で出てきますが。

委員：上田市のものをみますと「教育関係者の責務」とあります。どうしますか。

議長：上田市にならって「教育関係者の責務」を入れるやり方もあるようですが。人権にしても、男女共同参画にしても教育を通して行われることが多いので。

事務局：教育関係者の責務とすると、一番のウェイトが掛かってしまうので、当事者からすると教育部分が大変なところで、むしろ後ろに載せて一步下がった所から推進するというやり方ならいいという思いでこういう形になったと思います。

議長：責務というよりは推進の場に近いということですね。したがって、責務からは外してあるということです。

事務局：事業者など、事業者等というように文章をつなげていったらどうでしょう。事業者の含みを持たせる。事業者の運用する場合において「事業者」をきちんと定義付けをしておかないと、条例がある限りはずっと同じ解釈でいかないと、表彰規定の際に、会長が言うように「区はいいのか、PTAは組織か、法人はダメか・・・」と色々な場面がありますので、文脈には出てこなくても、同じ解釈・理解がありますということとはきちんと整理させていただきます。

議長：「教育関係者」から「事業者など」「事業者等」といった表現にするということで。それと「事業者」の範囲をきちんとしていただくようお願いいたします。

これで会議事項は終わらせていただきます。